

令和4年7月 第184回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

令和4年8月12日(金曜日) 午前11時00分 開会

令和4年8月12日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

議事日程

- 日 程 1 議席の指定について
- 日 程 2 会議録署名議員の指名
- 日 程 3 会期の決定について
- 日 程 4 議案第3号
令和4年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
- 日 程 5 報告第1号
令和3年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計
繰越明許費の繰越しに関する報告について
- 日 程 6 同意第1号
監査委員の選任について
- 日 程 7 一般質問

出席議員 (18名)

1番	堀江廣海	2番	村田耕一
3番	青木幹雄	4番	奥島光晴
6番	山田重喜	7番	卯目ひろみ
8番	北島登	9番	吉田太一
10番	毛利純雄	11番	前田嘉彦
13番	川畑孝治	14番	田中哲治
15番	上坂健司	16番	伊藤宏実
17番	中村勘太郎	18番	川崎直文
19番	楠圭介	20番	酒井圭治

欠席議員 (2名)

5番	水島秀晃	12番	渡辺竜彦
----	------	-----	------

説明のため出席した者

管理者	森之嗣	副管理者	池田禎孝
副管理者	東村新一	副管理者	河合永充
副管理者	前川嘉宏		
事務局長	東山義昭	総務課長	南田憲泰
清掃センター所長	西出茂隆		

事務局出席職員

清掃センター副所長	古畑克弥	総務課長補佐	長谷部伊砂雄
清掃センター課長補佐	三上眞弘	総務課副主幹	大森史朗
総務課主査	江戸慎吾	総務課主査	田賀渚
総務課主事	羽柴和宏		

事務局長（東山義昭）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席ください。

議長（山田重喜）

令和4年7月第184回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は本日、繰り下げ召集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、5番水島秀晃議員、12番渡辺竜彦議員の2名であります。

本日の議事日程は、それぞれ、お手元に配布しましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

議長（山田重喜）

それでは、日程1「議席の指定について」を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田重喜）

異議なしと認めます。

それでは、その議席番号及び氏名を、事務局から発表させます。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（山田重喜）

事務局長。

事務局長（東山義昭）

それでは、一部変更となりました議席の発表をさせていただきます。

議席番号17番 中村勘太郎議員、18番 川崎直文議員、19番 楠圭介議員、20番 酒井圭治議員、以上でございます。

議長（山田重喜）

ただ今、発表いたしましたとおり、議席を指定いたします。

議長（山田重喜）

次に、日程2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 奥島光晴議員、17番 中村勘太郎議員、ご両名を指名いたします。

議長（山田重喜）

次に、日程3「会期の決定について」を、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、「本日一日」としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田重喜）

異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

議長（山田重喜）

ここで、森管理者から発言を求められていますので、許可します。

管理者（森之嗣）

議長、管理者。

議長（山田重喜）

森管理者。

管理者（森之嗣）

本日ここに、第184回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を繰下げ招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにご多忙の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。

平素は、組合事業の運営にあたりまして、各般にわたりご理解とご支援をいただいておりますことに対して、重ねてお礼を申し上げます。

また、8月に永平寺町において、本組合議員を選出していただいております。今後、本組合の様々な案件につきまして、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

組合業務の執行にあたりましては、本組合議員各位のご理解とご協力を得ながら、着実な管理運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位の変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

先日の記録的な大雨により、被災された南越前町をはじめ、奥越の皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災されました地域の日も早い復旧、復興を望むものであります。

さて、国際的には、原材料価格の高騰に加え、ロシアのウクライナ侵攻、円安に拍車

がかかり、物価上昇が顕著な状態となっています。

また、国内では、新型コロナウイルスの新規感染者数が全国的に急拡大し、「第7波」が猛威を振るっています。今後は、感染対策の再徹底を行いながら、社会経済活動の正常化が進む中で、新たな経済対策、ならびに雇用・所得環境の改善を期待するものでございます。

次に、主要事業の取組みにつきまして申し上げます。

まず、電子計算組織の共同利用事業では、法改正・制度改正に伴うシステム改修を適切に実施し、安定的なシステム運用に注視してまいります。また、新型コロナウイルスワクチン4回目接種券対応では、医療従事者および高齢者施設等従事者の追加接種等にも対応し、各関係市町への納品を完了しております。

一般廃棄物の共同処理事業では、清掃センター長期包括運営委託業務により、各種法令や基準を遵守し、環境保全対策に万全を期した運営管理を行っており、順調に稼働しております。

また、「余熱館ささおか」においては、今後とも、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、圏域住民に親しまれる施設となるよう、サービス向上に努めてまいります。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げさせていただきました。

なお、本定例会に上程する議案、報告、同意の各案件の内容につきましては、後ほど説明を申し上げますが、何卒、慎重なご審議を賜わり、妥当なご決議を賜わりますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

議長（山田重喜）

次に、日程4議案第3号「令和4年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」を議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

管理者（森之嗣）

議長、管理者。

議長（山田重喜）

森管理者。

管理者（森之嗣）

ただいま上程されました議案第3号「令和4年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

予算執行につきましては、厳正な執行管理を行ってまいりましたが、その結果、前年度に発生しました剰余金等4,630万6,000円につきましては、財源更正による補正をさせていただく内容となっております。

また、法改正等によります電算システム改修経費5,300万円を追加補正させていただいております。

歳入歳出それぞれ5,300万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ26億499万1,000円にするものでございます。

次に、「第1表 歳入歳出予算補正」の概要につきまして、説明させていただきます。歳入予算におきましては、「第1款 分担金及び負担金」で、669万4,000円、「第4款 繰越金」で、4,630万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出予算におきましては、「第2款 総務費」で、5,300万円を増額するものでございます。

以上、「令和4年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合 一般会計補正予算」について、ご説明申し上げます。

何とぞ慎重なご審議と、妥当なご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山田重喜）

ただ今、説明のありました議案第3号について、質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田重喜）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田重喜）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。この採決は、挙手によって採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（山田重喜）

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（山田重喜）

次に、日程5報告第1号「令和3年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

管理者（森之嗣）

議長、管理者。

議長（山田重喜）

森管理者。

管理者（森之嗣）

報告第1号「令和3年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告について」をご説明申し上げます。

先の令和4年3月組合議会定例会におきまして、明許繰越しの議決をいただきました「第2款 総務費 第2項 情報処理費」の住民記録システム改修でございますが、翌年に繰越して使用することにつきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

議長（山田重喜）

ただ今、説明のありました報告第1号について、質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田重喜）

質疑なしと認めます。

議長（山田重喜）

次に、日程6同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、中村勘太郎議員に退場を求めます。

（中村勘太郎議員 退場）

議長（山田重喜）

提出者の提案理由の説明を求めます。

管理者（森之嗣）

議長、管理者。

議長（山田重喜）

森管理者。

管理者（森之嗣）

ただ今、上程されました同意第1号「監査委員の選任について」をご説明申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会選出の監査委員は、現在欠員となっております。監査委員は、本組合同規約第9条第2項の規定により、組合議員の中から1名を、議会の同意を得て、選任することになっております。

中村勘太郎氏は、平成26年8月に永平寺町議会議員に初当選され、現在3期目であります。令和2年から同町の議会選出監査委員を務め、令和4年8月には、議長に就任されるなど、重責に就かれております。つきましては、人格識見ともに監査委員として誠に適任であり、中村勘太郎氏を議会選出監査委員に選任したいと存じますので、ご同

意を賜わりますようお願いいたします。

議長（山田重喜）

ただ今、説明のありました同意第1号について、質疑を許可いたします。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山田重喜）

質疑なしと認めます。

議長（山田重喜）

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山田重喜）

討論なしと認めます。

議長（山田重喜）

これより、同意第1号を採決いたします。
この採決は、挙手によって採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（山田重喜）

挙手全員であります。
よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
中村勘太郎議員の入場を許可します。

（中村勘太郎議員 入場）

議長（山田重喜）

それでは、ただ今、監査委員の選任に同意を得られました、中村勘太郎議員からご挨拶を受けることにいたします。

監査委員（中村勘太郎）

それでは一言、御礼のご挨拶を申し上げます。ただ今は、私の福井坂井地区広域市町村圏事務組合監査委員選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のように、地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少社会を迎え非常に厳しい状況にあります。圏域住民の目線に立ち、しっかりとその責務を誠心誠意努めさせて

いただきたいと、決意しているところでございます。

皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、選任のご同意に対しましての御礼のあいさつと代えさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山田重喜）

次に、日程7「一般質問」を行います。

質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うことになっております。

議長（山田重喜）

通告順に従い、13番、川畑孝治議員の一般質問を許可いたします。

13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

議長（山田重喜）

13番、川畑孝治議員。

13番（川畑孝治）

13番、坂井市議会の川畑孝治です。今回、私は災害廃棄物の対応について質問をいたします。

今回、この一般質問の通告書を8月1日に出しましたが、その三日後、四日後には、奥越地方や南越前町などに大変な豪雨が降り、大きな被害をもたらしました。南越前町では、亡くなられた方もおられ、ご冥福をお祈りいたします。また、豪雨災害で被災された方々の一日も早い復旧をされまして、元の生活に戻られることをご祈念いたしまして質問に入ります。

国は全国の自治体に対して、震災や今回のような水害などによる災害ごみの発生に備えて、災害廃棄物処理計画の策定を求めています。当広域圏の中では、福井市が策定をしているとのことですが、今後、残りの市町においても策定されることと思います。

本日の福井新聞報道でもありましたが、災害時には多種大量の廃棄物が発生します。廃棄物の焼却や埋め立てなどは、最終的には当清掃センターが担う部分が多いのではないかと思います。そこで、当清掃センターとして、災害時の廃棄物に対する処理能力、仮置き場のキャパシティなど、災害廃棄物の対応についてお聞きいたします。

圏域の住民の皆さんが、安心して生活ができる答弁を期待いたしまして、今回の一般質問といたします。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（山田重喜）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

ただいまの川畑孝治議員の「当清掃センターとして、災害廃棄物に対する処理能力、仮置き場のキャパなど災害廃棄物について」の質問にお答えいたします。

政府は災害廃棄物をめぐる対策につきまして、国土強靱化政策の一環として位置づけております。

東日本大震災や平成28年に発生した熊本地震による最新の知見を踏まえ、平成30年3月に国が改定した「災害廃棄物対策指針」は、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成する場合の指針となっております。

先般の某新聞の内容にもありましたように、この災害廃棄物処理計画については、福井県内で策定を終えたのは県と7市町であり、10市町は未策定となっております。構成市町では福井市が策定しており、「市民の生活環境を保全し、速やかに復旧・復興を推進するため、より具体的で実行性のある計画」としています。また、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努められるとしています。

すなわち、災害廃棄物の処理責任者は市町になりますが、平時に扱う一般廃棄物と異なり、損壊家屋や家財に起因する木くず、コンクリートがら、瓦、ガラス、金属くず、廃家電、太陽光パネル、土砂災害に伴う流木・倒木、またタイヤやマットレス等の処理困難物など災害の種類や地域特性に応じて、その品目は多岐に渡るとともに、これらの災害廃棄物が一度に大量に発生します。

市町にとっては、これら大量な災害廃棄物を適正に処理するため、早期の仮置き場の開設と分別が重要な課題となり、一般廃棄物処理業者のみならず、産業廃棄物処理事業者や建設・解体事業者などの協力も不可欠となります。

当清掃センターにおきましても、一般廃棄物である災害廃棄物を、市町や民間事業者との連携により早期に処分・処理していくことを大前提にしております。

さて、当清掃センターの処理能力につきましては、議員もご承知のとおり、焼却施設では1日あたり最大222t、破碎施設では5時間稼働で90tの処理能力があります。

また、焼却ごみピットでは4,900m³、粗大ごみピットでは1,800m³の容量がございますが、季節によっては受入れ容量が変動すると考えております。

災害廃棄物の処理に当たっては、分別、選別、再生利用などによる減量化を行っても、受入れ容量を超える場合には、旧施設の跡地および最終処分場の一部を仮置き場として確保しております。仮置き場のキャパシティにつきましては約8,000m²あり、平成31年2月13日の破碎施設の火災時には1,000t程度を仮置きした実績がございます。災害発生時には、大量の一般廃棄物が圏域内各所において発生することが予想され、当清掃センターは、構成市町の処分・処理の受け皿となり、円滑に機能するよう、平時から施設の保守管理を徹底するとともに、より広域な支援体制の確保も視野に入れて災害発生前から「事前に備える」ことに重視したいと考えております。

今後さらに、県や構成市町との連携を図りながら、災害発生時の初動対応や連絡体制の構築を図り、組織体制を確保しながら圏域住民の生活環境の保全に努めて参りたいと考えております。以上です。

13番（川畑孝治）

議長、13番、川畑孝治。

議長（山田重喜）

13番、川畑孝治議員。

13番（川畑孝治）

今ほど局長の方から報告があった通り、当センターだけではなく他の一般廃棄物処理業者や産業廃棄物処理業者、また、建設・解体処理業者などとの連携をしっかりと整えておいていただきたいと思います。

また、私自身、昨年7月議会でこの一般質問の場で、太陽光発電について質問させていただきました。そして今年度、可能性調査を行っていると思いますが、災害発生時の仮置き場のスペースはしっかりと確保いたしまして、太陽光発電にも取り組みを期待しておきます。

そして、もう1点お聞きしますが、現在、災害に見舞われました南越前町の皆さんが一日も早い災害復旧のためには、災害廃棄物の早期の処理は必要であります。そこで、もし南越前町から、災害廃棄物の処理について協力の依頼があった場合には、どのように対応されるのかお聞かせ願います。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（山田重喜）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

今ほどの南越前町からの災害廃棄物ごみを、当清掃センターへ受け入れることができるのかということのご質問でございますが、こちらの方につきましては主に私共は、圏域内の災害ごみの対応を先にしなければならないこととなります。その中では、先般、ご連絡をいただいているのは、福井市環境政策課から福井市の川西地区において災害が発生したので、災害廃棄物として受け入れ要請されました。廃棄物については、仮置き場から搬出されるものとして、当清掃センターには分別して搬入いただくよう要請しました。現在はまだ搬入はされておりませんが、搬入にあたっては、排出される廃棄物の種類と量の把握、搬入期間の確認し、当清掃センターで処理可能な廃棄物について受け入れる予定でございます。

今の質問の中で気になるところは、やはり南越前町のごみをどう受け入れるのかということにつきましては、やはりこちらの主体となるごみ処理場、今は東山と南越、こちらの方に清掃センターがございます。多分こちらの方が先に受け入れ可能な状態にはなっているはずですが、それでもどうしても処理しきれないということでもあります。また現段階では結んでおりませんが、広域連携協定によってそれが可能となってくる部分がございます。まだ現在、他市町、それから他の清掃センターと広域連携協定は結んでございませんので、現段階においては、南越前町のごみについては当清掃センターでは受け入れできないとお考えいただきたいと思います。以上です。

議長（山田重喜）

次に、7番、卯目ひろみ議員の一般質問を許可いたします。

7番（卯目ひろみ）

議長、7番、卯目。

議長（山田重喜）

7番、卯目ひろみ議員

7番（卯目ひろみ）

あわら市議会卯目ひろみです。私は、各市町指定のプラごみ袋を、植物由来のごみ袋に変えることはできないかということについて、質問させていただきます。

先日、あわら市の6月定例会のうちに、「SDGsの目標12、使う責任、作る責任の一端としてほぼ毎日使う市指定ごみ袋を、植物由来のバイオマスのごみ袋に変えることはできないか」という質問をいたしました。その答えは、「小規模少人数の自治体独自では、コストがかかりすぎなかなか難しい」というものでした。

では、それならば、3市1町で構成される当事務組合議会で、呼びかけてはどうかという素朴な思いから質問させていただこうと思いました。

今日も来るときに、ごみ収集車と出会いました。私たちは生まれた時から、死に至るまでごみを出し続けます。しかしながら、それを収集してくださるこの当清掃センターがあるおかげで、いつも清潔に暮らすことができます。私たちの暮らしには、必要不可欠の施設ということを再認識しました。

そしてまた、去る5月26日の当議会の臨時会の後ですが、希望者だけでしたけども館内作業の視察をさせて頂きました。木曜日でごみ収集の日でもありました。次々と収集車が並び、次々とごみが運ばれ、お馴染みのプラ製のごみ袋が、何百、いや何千となく捨てられていく場面に遭遇しました。改めて人の暮らしとはすごいものだ、変に感心しながら視察をいたしました。その時、一番外側の指定袋は分別されません。分別されずに、必ず燃やされていくものだということに気が付きました。

また、あまたあるプラ袋の類では、指定ごみ袋の消費というものは全体として一体どのくらいになるのか、との興味も湧きました。

プラスチックはとても便利なものです。しかしながら、燃やしても燃やしても後から後から作り続けられていくものですから、減るはずがありません。結果、二酸化炭素も出し続けます。「2050年CO₂ゼロを目標にする」というのなら、もう今から本気で取り組む必要はないでしょうか。手をこまねいていても、誰も何もしてはくれません。自分たちが気付いた時に始める、このことが大事ではないでしょうか。その一端として、指定ごみ袋を食物由来のごみ袋に変えられれば、少しはその役に立つのではないかと気づいたのです。

調べたところ、鯖江市、池田町で一部取り入れられているそうです。植物由来、バイオマスのごみ袋の導入を3市1町のこの組合議会で質問、また、提案ができないかと思ってきて、それぞれの市町の政策によって、ごみ焼却やごみ袋に対する考え方、また市民の負担などがいろいろあることは十分承知しています。

もしも、お互い協議し合い協力し合える部分が見いだせるなら、CO₂削減、地球温暖化への協力として、その道を探っては頂けないものでしょうか。その結果、費用が掛か

りすぎる、それも難しいということでしたらもっと広く、県内の他の自治体への呼びかけもやぶさかではないかもしれません。

毎日のように何らかの指定ごみ袋を使う私たち、一住民としまして自分たちも、CO₂削減に協力しているという一体感が生まれるかもしれません。

小さいことかもしれませんが、いま盛んに言われるSDGsの目標12、「つかう責任」「つくる責任」の一端になるかもしれないと質問をさせていただきます。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（山田重喜）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

ただいまの卯目議員の「プラごみ袋を植物由来のごみ袋に変えることについて」の質問にお答えいたします。

昨今、国内外、個人、企業を問わず、SDGs・環境問題への意識が高まる中、「バイオマス」という言葉はよく耳にするようになりました。

ごみ袋やレジ袋でもバイオマス配合商品がどんどん開発され、スーパーなどでも見かけることが多くなりました。

さて、当清掃センターに持ち込まれる際のごみ袋については、先ほど議員も申しあげていただいた通り、それぞれの構成市町において作成しており、その種類や仕様については、市町で定めているものであります。

また、ごみ袋には、収集運搬費などのごみ処理費用が含まれている場合があり、各市町において、それぞれ異なっております。

例えば家庭系可燃ごみ袋45、1枚の値段では、福井市は9.6円、永平寺町では18円くらいでごみ処理費用は含まれておりません。次に坂井市は1枚30円、あわら市は1枚35円で、価格の一部にごみ処理費用が含まれております。

議員もご存知のとおり、バイオプラスチック製ごみ袋は、植物由来を10%配合しただけで、製造コストが割増になると見込まれています。また、耐久性にも問題があり、採用を取りやめた自治体もございます。

各市町が現在のごみ袋を、バイオプラスチック製ごみ袋に切り替えた場合、住民に販売する際の単価も割高になるとは限りませんが、現在の1枚の単価よりは高額になってくると思われます。すなわち、市町の財政を圧迫する要因になると考えます。

当清掃センターとしては、石油由来のプラスチックごみ袋から植物由来のバイオプラスチック製のごみ袋に切り替えていただくことは、燃焼時の高カロリー化が抑制され、焼却炉への負担軽減にも繋がります。

当組合としては、CO₂削減効果があることや焼却炉にやさしいことから、バイオプラスチック製のごみ袋は推奨したいと考えますが、先ほども申し上げたとおり構成市町の判断となりますので、議員にはご理解くださいますようお願い申し上げます。以上です。

7番（卯目ひろみ）

議長。

議長（山田重喜）

7番、卯目ひろみ議員

7番（卯目ひろみ）

7番、卯目です。今局長の答えにもありましたように、費用が掛かり市民にも負担をかけることになりかねない。多分それが、現実ということなのでしょう。でも、それを言っていては、いつもでも進歩がないと思います。もうすでに街中では、あちこちでバイオマスプラ袋を目にしたたり、手にしたりする機会が増えています。ここにいらっしゃるみなさんも、一度は見たことがあるのではないかと思います。これは今、日本を上げて、地球温暖化に取り組もうとしていることのように私には思えて仕方ないのです。

昨日は、三国花火がありました。そこでは新聞にもありましたが、実行委員会より入場者個人にコロナを考慮して場所の取り合いを禁止するためとありましたが、青いごみ袋を皆さんにお配りしました。その青いごみ袋というのは、卵の殻から作ったバイオマスの袋だそうです。植物由来だけではなくて、このように自然のものを使ってできるということが分かって、タイムリーかなと思いましたので紹介させていただきます。

きっとこのようにもう少しすれば、あちこちの自治体できっと言ったことが話題に上がるようになるのではないかと、私は強く感じています。

当清掃センターにおきましても、プラごみ袋からバイオマスのごみ袋に変えることは、焼却炉への負担が軽くなります。ひいては、炉の長持ちにも繋がっていくわけです。将来的に見ましても決して長い目を見た時に、それを比べた時に費用的にも一度検討していただく上では、いいかなあと思いますし、繋がるということは、なおさら必要なことなのではないかと思います。

今ここでごみ袋の値段がどうのこうのということは、全然考えてなくて、どうか市町へ持って帰っていただきまして、機会のあった時には今一度、このことについての知恵を絞っていただけないでしょうか。この3市1町が集まっているこういう機会だからこそ、この質問を契機に良いチャンスだと思ひまして質問をさせて頂きました。ありがとうございました。

議長（山田重喜）

以上をもって、一般質問は終了いたしました。

議長（山田重喜）

以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年7月第184回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

事務局長（東山義昭）

ご起立ください。

一同 礼

午前11時39分閉会